

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年11月30日

【会社名】 東急株式会社

【英訳名】 TOKYU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高橋 和夫

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

【電話番号】 (03)3477-6181

【事務連絡者氏名】 財務戦略室 財務グループ 統括部長 山川 潔

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

【電話番号】 (03)3477-6181

【事務連絡者氏名】 財務戦略室 財務グループ 統括部長 山川 潔

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年 3 月 2 日
効力発生日	2022年 3 月10日
有効期限	2024年 3 月 9 日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
4 - 関東 1 - 1	2022年 5 月26日	25,000百万円		
実績合計額(円)		25,000百万円 (25,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 1. 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2. 今回の募集とは別に、東急株式会社第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(券面総額又は振替社債の総額10,000百万円(発行価額の総額10,000百万円))を発行すべく、2022年11月30日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 4 - 関東 1 - 2)を関東財務局長へ提出しましたが、2022年12月15日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(2022年11月30日)現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されておりません。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 175,000百万円

(175,000百万円)

- (注) 1. 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
2. 今回の募集とは別に、東急株式会社第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)(券面総額又は振替社債の総額10,000百万円(発行価額の総額10,000百万円))を発行すべく、2022年11月30日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号 4 - 関東 1 - 2)を関東財務局長へ提出しましたが、2022年12月15日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(2022年11月30日)現在払込みが完了していないため、上記残額欄の算出には加算されておりません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	東急株式会社第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.749%
利払日	毎年6月6日及び12月6日
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2023年6月6日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各6日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所 別記((注)「12.元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2032年12月6日
償還の方法	1.償還金額 額面100円につき金100円 2.償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2032年12月6日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所 別記((注)「12.元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年11月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年12月6日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。従って、本社債は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

本社債について、当社はJCRからAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を2022年11月30日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

本社債について、当社はR&IからA+(シングルAプラス)の信用格付を2022年11月30日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人

株式会社みずほ銀行

- (1) 財務代理人は、当社との間に締結した2022年11月30日付東急株式会社第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)財務及び発行・支払代理契約証書の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- (2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当社は(注)6に定める方法により社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、その旨を公告するものとする。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえで、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) (注)6に定める公告に関する費用
- (2) (注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

12. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,400	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金42.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,700	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,700	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,700	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,000	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	500	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	60	9,940

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,940百万円は、全額を2023年6月12日に償還期日が到来する第77回無担保社債の償還資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適格性について

当社は、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則(Sustainability-Linked Bond Principles)2020」(注1)、「サステナビリティ・リンク・ローン原則(Sustainability-Linked Loan Principles)2022」(注2)、「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」(注3)及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」(注4)に則したサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークを策定し、それらへの適合性について、JCRより第三者意見を取得しております。サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに基づき、本社債を含むサステナビリティ・リンク・ボンド(注5)の発行を行います。

- (注) 1. サステナビリティ・リンク・ボンド原則(Sustainability-Linked Bond Principles)2020とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等にかかるガイドライン(以下「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」という。)をいいます。
2. サステナビリティ・リンク・ローン原則(Sustainability-Linked Loan Principles)2022とは、LMA等により策定されたサステナビリティ・リンク・ローンの基本的特徴を捕捉するガイドライン(以下「サステナビリティ・リンク・ローン原則」という。)をいいます。
3. サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版とは、サステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的に、環境省が2022年7月に策定・公表したガイドラインをいいます。
4. サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版とは、サステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がサステナビリティ・リンク・ローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、我が国におけるサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。
5. サステナビリティ・リンク・ボンドとは、発行体が事前に設定した将来的なサステナビリティ/ESGに関連する目的の達成状況に応じて、財務的・構造的な特徴が変化する可能性のある債券をいいます。発行体は、事前に設定した時間軸の中で、サステナビリティに関連する目的の達成に向けて行動していくことを明示的に表明します。発行体が事前に設定していたサステナビリティ/ESGに関連する目的が達成されたかについては、事前に設定された重要な評価指標(以下「KPI」という。)によって測定され、事前に設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(以下「SPT」という。)に照らして評価されます。

当社の重要課題に対応する取り組みと重要な評価指標(KPI)について

当社グループは「サステナブル重要テーマ(マテリアリティ)」の一つに「脱炭素・循環型社会」を掲げ、2022年3月には「環境ビジョン2030」を策定し、環境経営を推進しています。昨今では、地球温暖化による気候変動に対し、社会の生活基盤を担う当社事業の中で、まちづくりにおける長期的な視点での環境への配慮は欠かすことのできない重要な要素となっています。当社グループは2022年に創立100周年を迎え、次の100年に向けた地球環境を意識した下記の指標をKPIとして選定し、本社債において使用します。

KPI：当社及び連結子会社のCO2排出量(総量ベース、Scope 1 及びScope 2)の削減率

サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPT)について

本社債においては下記のSPTを使用します。下記のSPTはSBTi(Science Based Targets Initiative)1.5 目標水準と整合しています。また、基準年を2019年度比とし、日本のNDC(国が決定する貢献)よりも高水準の目標設定としています。

SPT：2030年度までに2019年度比CO2排出量46.2%削減

参照期間：2030年4月～2031年3月

判定日：2031年12月末日

債券の特性

SPTが判定日において未達成の場合、本社債の償還までに、社債発行額の0.1%相当額を、環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定NPO法人、地方自治体やそれに準じた組織に対して寄付します。寄付先の候補は、SPT未達成の要因を精査の上、脱炭素等、SPT達成時に環境・社会にもたらされ得る便益と整合する活動を行っている組織とし、寄付先の選定は必要な機関決定を経て決定します。

なお、何らかの事態が生じ、本社債の判定日にSPTの達成状況の確認ができない場合には、SPT未達成として対応します。また、サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク策定時点で予見し得ない、サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに重要な影響を与える可能性のある状況(M&A、各国規制の変更または異常事象等)が発生し、KPIの測定方法、SPTの設定、前提条件やKPIの対象範囲等を変更する必要が生じた場合、当社は適時に変更事由や再計算方法を含む変更内容を開示する予定です。

レポートिंग

本社債の発行日から判定日までの期間、当社は設定したKPIに対するSPTの達成状況について、年次で当社ウェブサイトにて報告します。また、寄付を行った場合には、寄付先の名称及び選定理由等を当社ウェブサイトにて報告します。

検証


KPIの実績に関して、本社債の判定日までの間、少なくとも年1回、独立した第三者による保証報告書を取得し、当社ウェブサイトにて報告します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、以下のとおりであります。

記載箇所	記載内容
表紙	「ロゴマーク」 

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第153期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第154期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第154期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2022年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月7日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2022年11月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年9月14日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2022年11月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(3) 中期3か年経営計画」に記載された数値目標については、2022年度の数値目標のみを公表してはありますが、中期3か年経営計画の最終年度となる2023年度の数値目標を2022年9月14日に公表しております。また、2022年度の数値目標のうち、東急EBITDAについては、2022年5月にその時点での予想や一定の前提に基づいて策定したものであり、本発行登録追補書類提出日現在の2022年度数値目標(2022年11月14日付公表)とは異なっております。

当該事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東急株式会社本店

(東京都渋谷区南平台町5番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。